

横須賀市保育所等運営費補助金交付要綱

(総則)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく保育所における児童の処遇の向上、職員の待遇の改善及び経営基盤の強化を図ることを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所の経営者
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定による認定を受けた認定こども園又は同法第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の経営者
- (3) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた小規模保育事業又は家庭的保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に掲げる幼稚園の設置者
- (5) 法第34条の12の規定により届け出をした者のうち、前号までのいずれにも該当しない一時預かり事業所の経営者

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助額)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別表の各項に定める対象経費の実支出額と当該各項に定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(書類の整備等)

第5条 補助事業者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の

完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 保育所等運営費補助金交付要綱(昭和51年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

ただし、改正後の保育所等運営費補助金交付要綱第 2 条第 5 号及び別表第 5 項各号列記以外部分の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

1 保育所等地域活動事業費

社会福祉法人が設置する保育所又は認定こども園において実施する第1号の対象事業に要する経費のうち、第2号の対象経費に該当するもの

(1) 対象事業

ア 地域交流事業（高齢者や障害児との交流、施設及び施設の園庭を利用した季節的行事、専門家を招いて実施するイベント等） 50万円
（ただし、1回の行事等当たり10万円を限度とする。）

イ 育児講座事業（育児と仕事の両立を支援するための講演会及び研修の実施） 50万円（ただし、1回の講演会等当たり10万円を限度とする。）

ウ 子育て家庭交流事業（保育園に在園していない児童の体験保育、育児相談会、子育てサロンや親子教室の実施等） 50万円

エ 低年齢児受入事業（施設を活用した小学校低学年5人程度の毎日の受入れ） 50万円

オ 職業体験受入事業（中学生、高校生等の職業体験の受入れ） 20万円

カ 保育所等機能強化事業（地域の子育て支援の拠点として行う各種事業等） 30万円

(2) 対象経費 賃金、謝礼、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費（単価が10万円以下のものに限る。）及び負担金

2 延長保育事業

保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び家庭的保育事業所が行う延長保育事業

(1) 保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則（平成26年横須賀市規則第57号）第3条第1項第2号に掲げる時間を限度として行う保育必要量の認定（在籍児童1人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間	金額
1時間以上2時間未満	18,800円
2時間以上3時間未満	37,600円
3時間以上	56,400円

イ 小規模保育事業所 A 型

延長時間	金額
1 時間以上 2 時間未満	13,100円
2 時間以上 3 時間未満	26,200円
3 時間以上	39,300円

ウ 家庭的保育事業

延長時間	金額
1 時間以上 2 時間未満	83,200円
2 時間以上 3 時間未満	166,400円
3 時間以上	249,600円

(2) 保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる時間を限度として行う保育必要量の認定 (1 事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間	金額
30分以上 1 時間未満	300,000円
1 時間以上 2 時間未満	1,667,000円
2 時間以上 4 時間未満	2,640,000円
4 時間以上 6 時間未満	5,510,000円
6 時間以上	6,485,000円

イ 小規模保育事業所 A 型

	延長時間	金額
自園調理等	30分以上 1 時間未満	300,000円
	1 時間以上 2 時間未満	1,338,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,662,000円
	4 時間以上 6 時間未満	4,246,000円
	6 時間以上	4,934,000円
その他	30分以上 1 時間未満	300,000円
	1 時間以上 2 時間未満	1,291,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,507,000円
	4 時間以上 6 時間未満	3,445,000円
	6 時間以上	3,846,000円

注「自園調理等」は、事業所内で調理する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する事業所に適用。ウにおいて同じ。

ウ 家庭的保育事業

	延長時間	利用定員 4人以上	利用定員 3人以下
自園調理等	30分以上 1 時間未満	200,000円	150,000円
	1 時間以上 2 時間未満	589,000円	302,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,057,000円	554,000円
	4 時間以上 6 時間未満	2,647,000円	1,801,000円
	6 時間以上	4,252,000円	3,062,000円

その他	30分以上1時間未満	200,000円	150,000円
	1時間以上2時間未満	574,000円	287,000円
	2時間以上4時間未満	1,005,000円	502,000円
	4時間以上6時間未満	1,950,000円	1,104,000円
	6時間以上	3,268,000円	2,078,000円

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業費

(1) 給食費（副食材料費） 当該年度分の市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額が77,101円未満の世帯に属する児童又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年までに在籍する児童が同一の世帯に3人以上いる場合における最年長者及び2番目の年長者である者以外の児童（保護者が子ども・子育て支援法第30条の5に規定する施設等利用給付認定を当該児童について受けた場合の児童に限る。）1人当たり月額 4,700円

(2) 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護世帯等に属する児童1人当たり月額 2,500円

4 能力活用事業費

健康面、発達面において特別な支援を必要とする児童が2人以上在籍する社会福祉法人が経営する幼保連携型認定こども園における当該児童（保護者が子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定のうち、同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定を当該児童について受けた場合の児童に限る。）の教育・保育に係る必要経費 当該児童1人当たり月額65,300円

5 一時預かり事業費

市長が承認する保育所、認定こども園及び一時預かり事業所において実施する一時預かりの対象児童の保育に要する経費（飲食物費相当額を除く。）

(1) 一般型対象児童（1か所当たり年額）

ア 基本分

(ア) 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数基準額	金額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	3,051,000円

900人以上1,500人未満	3,267,000円
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円
4,500人以上5,100人未満	11,979,000円
5,100人以上5,700人未満	13,431,000円
5,700人以上6,300人未満	14,883,000円
6,300人以上6,900人未満	16,335,000円
6,900人以上7,500人未満	17,787,000円
7,500人以上8,100人未満	19,239,000円
8,100人以上8,700人未満	20,691,000円
8,700人以上9,300人未満	22,143,000円
9,300人以上9,900人未満	23,595,000円
9,900人以上10,500人未満	25,047,000円
10,500人以上11,100人未満	26,499,000円
11,100人以上11,700人未満	27,951,000円
11,700人以上12,300人未満	29,403,000円
12,300人以上12,900人未満	30,855,000円
12,900人以上13,500人未満	32,307,000円
13,500人以上14,100人未満	33,759,000円
14,100人以上14,700人未満	35,211,000円
14,700人以上15,300人未満	36,663,000円
15,300人以上15,900人未満	38,115,000円
15,900人以上16,500人未満	39,567,000円
16,500人以上17,100人未満	41,019,000円
17,100人以上17,700人未満	42,471,000円
17,700人以上18,300人未満	43,923,000円
18,300人以上18,900人未満	45,375,000円
18,900人以上19,500人未満	46,827,000円
19,500人以上20,100人未満	48,279,000円

備考 20,100人以上の場合は別途協議。

(イ) (ア) 以外 (地域密着Ⅱ型を含む。) の場合

年間延べ利用児童数基準額	金額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	2,934,000円
900人以上1,500人未満	3,146,000円
1,500人以上2,100人未満	4,544,000円
2,100人以上2,700人未満	5,942,000円
2,700人以上3,300人未満	7,340,000円
3,300人以上3,900人未満	8,738,000円
3,900人以上4,500人未満	10,136,000円
4,500人以上5,100人未満	11,534,000円
5,100人以上5,700人未満	12,932,000円
5,700人以上6,300人未満	14,330,000円
6,300人以上6,900人未満	15,728,000円

6,900人以上7,500人未満	17,126,000円
7,500人以上8,100人未満	18,524,000円
8,100人以上8,700人未満	19,922,000円
8,700人以上9,300人未満	21,320,000円
9,300人以上9,900人未満	22,718,000円
9,900人以上10,500人未満	24,116,000円
10,500人以上11,100人未満	25,514,000円
11,100人以上11,700人未満	26,912,000円
11,700人以上12,300人未満	28,310,000円
12,300人以上12,900人未満	29,708,000円
12,900人以上13,500人未満	31,106,000円
13,500人以上14,100人未満	32,504,000円
14,100人以上14,700人未満	33,902,000円
14,700人以上15,300人未満	35,300,000円
15,300人以上15,900人未満	36,698,000円
15,900人以上16,500人未満	38,096,000円
16,500人以上17,100人未満	39,494,000円
17,100人以上17,700人未満	40,892,000円
17,700人以上18,300人未満	42,290,000円
18,300人以上18,900人未満	43,688,000円
18,900人以上19,500人未満	45,086,000円
19,500人以上20,100人未満	46,484,000円

備考 20,100人以上の場合は別途協議。

- イ 基幹型施設加算（土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設に対する加算） 115万円
- (2) 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）
 - （子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童）
 - ア 平日分 400円
 - イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円
 - ウ 長時間加算 100円
- (3) 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額）
 - 4,400円
- (4) 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1日当たり日額）
 - 3,600円
- (5) 事務経費加算（子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を実施している施設を除く事業所）
 - 2,670,000円

6 特別支援対策事業

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない児童で特別な支援を必要とするもの（保護者が子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定のうち、同法第19条第2号及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定を当該児童について受けた場合の児童に限る。）の保育に係る必要経費 当該児童1人につき、月額65,300円

7 分園推進事業

分園の運営に要する経費（分園の利用定員に基づく、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2の賃借料加算の年額と当該分園の年間賃借料のいずれか少ない金額）

8 保育補助者雇上強化事業

保育士の資格を持たない保育補助者の雇用に要する経費

利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 2,309,000円

利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 4,618,000円

9 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育士が居住するための宿舍借り上げに要する経費

1戸当たり月額 43,500円

10 医療的ケア児保育支援事業

保育所又は幼保連携型認定こども園において、看護師等を配置して医療的ケア児の受け入れを行う際に要する人件費等の経費

1か所当たり年額 5,290,000円